

# 令和2年度白鷹町新規就農者育成支援事業実施要領

## 第1 事業主体

実施要綱第3の別表に定める事業主体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表1に定める定住支援事業（賃借料補助）については、過去3年間事業を実施した者は、事業主体となることができないものとする。
- (2) 別表2に定める定住支援事業（住宅購入補助）については、過去に事業を実施した者は、事業主体となることができないものとする。
- (3) 別表3に定める機械・施設等導入支援事業については、「農業経営計画」の目標を達成する上で必要であると認められる場合については、複数年にわたり実施することができるものとする。（補助金合計額の上限は50万円とする。）

## 第2 事業計画書

- 1 交付要綱に定める事業計画書の提出にあたっては、次のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業計画書の承認を行うものとする。
  - (1) 事業内容が自身の「農業経営計画」の目標を達成する上で必要であると認められること。
  - (2) 「農業経営計画」を定めた者の経営収支その他に照らし、事業の実施が確実であると見込まれること。
  - (3) 事業費は、第三者機関等による見積り書又は積算根拠資料等により算定されていること。

## 第3 事業の実施

事業の実施については、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号）第5条の交付の決定に基づき行うものとする。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。